

# 区分所有補正率について タワマン節税～第4回～

前回までのご説明で区分所有補正率が新たな評価通達の重要なワードであるとお話ししました。

区分所有補正率を求めるためにはまず「評価乖離率」、次に「評価水準」を求め、その後「区分所有補正率」を導き出すことになります。

## 【評価乖離率】

評価乖離率は次の4要素を定められた算式に当てはめ求める数値です。

$$\text{① 区分所有建物の築年数} \times \blacktriangle 0.033$$

建築時から課税時期までの期間(1年未満の端数は1年に切り上げ)

$$\text{② 区分所有建物の総階数指數} \times 0.239 \text{ (小数点以下第4位切捨て)}$$

※総階数指數とは、地下階を含まない総階数を33で除した数値(小数点以下第4位切捨て、1を超える場合には1とする)

$$\text{③ 専有部分の所在階} \times 0.018$$

※メゾネットタイプの場合は低い方の階数

$$\text{④ 敷地持分狭小度} \times \blacktriangle 1.195$$

※敷地持分狭小度とは、

敷地利用権(土地部分)全体の面積 ÷ 専有部分の面積(床面積)

$$\text{評価乖離率} = \text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + 3.220$$

間もなく令和6年分の路線価が発表され、令和6年分相続税申告を行うようになれば、このタワーマンション評価を適用することも多くなるため、相続税申告に当たつてはより一層の注意が必要といえます。

したがって、これまで問題となっていたタワーマンションについては、多くの場合、上記Cの評価方法を採用することになりそうです。

実際にこの方法でタワーマンションの評価を行った場合には、1.5前後の区分所有補正率が算出されることが多く、言い換えば従来のマンション評価の5割増しの評価額、しかも敷地権・建物とともに1.5倍の評価となるということです。

## 【評価水準】

上記で求めた評価乖離率の逆数となります。

$$\text{評価水準} = 1 \div \text{評価乖離率}$$

## 【区分所有補正率】

- A 評価水準が0.6よりも小さい場合、区分所有補正率は評価乖離率 × 0.6 となります。
- B 評価水準が0.6以上1以下の場合、区分所有補正は行わず、従来のマンション評価のままで良いこととなります。
- C 評価水準が1よりも大きい場合、区分所有補正率は評価乖離率をそのまま用いることとなります。